

平成29年度世田谷区公契約適正化委員会（第3回） 会議録

1. 会議名称 平成29年度世田谷区公契約適正化委員会（第3回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成30年2月1日（木）午前10時～12時
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
中川会長、永山副会長、児玉委員、小部委員、豊田委員、三浦委員、竹内委員
事務局
菊池財務部長、山田経理課長、大工原公契約担当係長、鈴木契約係長、上村、
宇佐美、大野、矢崎
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 報告
 - （1）平成30年度労働報酬下限額について…（資料1）
常任委員会報告
 - （2）建築設計積算検証業務委託の結果について
（施設営繕第一課）
 - （3）事業者ヒアリングの報告…（資料2）
 - （4）社会保険労務士による調査（試行）及び
労働条件確認帳票（チェックシート）の改訂について…（資料3）
 3. その他
平成30年度公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の開催について（資料4）
 4. 閉会

平成30年 2 月 1 日

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）

午前 9 時 55 分開会

会長 それでは、皆さんおそろいのおようですので、第 3 回公契約適正化委員会を始めさせていただきます。

きょうは報告事項が 4 件ほどございますが、時間の関係上、最初に報告(2)建築設計積算検証業務委託の結果についてということで、施設営繕担当部からの話を先にさせていただいて、その後、この報告の順番でいきたいと思っております。現在、施設営繕担当課からの資料が 1 枚回っているかと思っております。それを見ていただきながらいきたいと思っております。

施設営繕担当部 それでは、入札制度改革の一環として施設営繕担当部で行った建築設計積算検証業務の結果について御報告させていただきます。

1 の主旨ですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の改正の中で、発注者の責務として適正な予定価格の設定が明示され、今後、区としても区の公共建築工事の品質確保とともに、適正な労働賃金等による労働の担い手確保など、区内建設業界の持続可能な産業としての発展を視野に入れた取り組みが必要であるという背景があり、その取り組みの 1 つとして御報告するものでございます。

今回の積算検証業務は、区の発注する建築設計業務委託の成果品に対し、工事内訳書の主要材料の積算について、第三者の確認を行うものでございます。これによりまして、設計委託の積算制度を把握し、今後の適正な予定価格維持のための方策を検討する材料とするのが目的でございます。

2 の業務内容でございます。内訳書に示されました主要材料の積算(原積算)について、本件受託者が設計図面に基づいて改めて積算をしました。これを検証積算として、原積算と検証積算の違いについて、ケース A とケース B を分類し検証するというものです。

ケース A は、数量の差が 5 % を超え 10 % 以下で、かつ、改築の場合は 20 万円を超える場合、改修の場合は 10 万円を超える場合。ケース B は、数量の差が 10 % を超える場合です。

(1) の今回対象とした案件ですが、1) 改築設計でまちづくりセンターです。地下 1 階、地上 2 階建て、床面積約 1000 平米、工事費総額約 3 億 8,000 万円のもの。検証対象は建物躯体に関する積算でございます。

2) の改修設計は学校のトイレ改修設計です。3 階建ての小学校で、1 階から 3 階までの 1 系統のトイレ改修、工事費総額約 3500 万円で、世田谷区では一般的なものです。対象面積は約 160 平米で、検査対象は内装工事の積算です。

(2) 調査結果です。1) 改築設計です。工事内訳書の項目のうち、検証の対象となった項目数は 91 項目で、ケース B、数量の差が 10 % を超えたものが 15 項目、うち増となったものが 11 項目、減となったものが 4 項目でした。ちなみに、ケ

ースAに該当するものではありませんでした。

内容ですが、鉄筋の一部に組み立て加工費の単価違い、型枠の一部に過計上、鉄骨の一部に単価内容の理解不足による計上ミスがありました。なお、原設計に対して修正された金額差は、総工費3億8000万円に対して243.4万円、0.92%でした。

2)改修設計ですが、同じく内訳書の項目のうち、対象となった項目数は117項目で、ケースB、数量の差が10%を超えたものが29項目、うち増となったものが20項目、減となったものが9項目でした。ちなみに、同じくケースAに該当したものではありませんでした。

内容ですが、工事項目で補助金対象と対象でないものを分けるのが通常ですが、適切な分離となっていなかった。軽量鉄骨壁下地の一部につき計上漏れ、壁塗装の一部につき計上漏れ、壁のクロス、化粧板の数量、過計上。ボード類の施工法種別の選択の誤りでした。なお、原設計に対して修正された差額は、総工費約3500万円に対して14.4万円、0.57%でした。

3の積算に関する課題の考察でございます。

(1)総括的評価として、第三者の総括は、全体としては許容誤差の範囲内であると判断できるという評価でございましたが、個々の項目で差異が見られたので課題を整理し、対応策を実行します。

(2)課題です。職員に対しては、金額に大きく影響を及ぼすような項目の抽出、それに対するチェック機能が有効に働く仕組み、設計受託者に対しては区積算基準の徹底が必要であること、また、区積算基準に基づく積算を求めていることを明示する必要などが顕著となりました。

(3)今後の対応でございます。

職員に対する取り組みです。任意資格ではありますが、建築積算士による職員への合理的積算チェック法の研修を実施し、積算のダブルチェックを強化します。今回並行して調査委託した材料の市場価格調査の結果を区の積算に取り入れます。

設計受託者に対する取り組みですが、設計委託仕様書に区の積算基準、積算水準を明示して入札することや、建築積算士による積算への関与により積算精度を高めるなどの対策を講じてまいります。

4の受託者等ですが、受託者は公益社団法人日本建築積算協会でございます。日本建築積算協会は、建築積算技術者の育成、技術的水準及び社会的地位の向上を図るとともに、建築積算に係る業務と技術の改善、調査研究、情報発信を行っている公益社団法人です。契約期間、契約金額は記載のとおりです。

報告は以上です。

委員 今回のチェックでいくと1%未満ということで誤差の範囲ということ

なのですが、通常の発注の中でもこういうことは多分多々あるかと思うんです、大小あると思うんですけれども、今まででいくと、多分内訳書はあくまでも参考内訳書という取り扱いで、差異があったとしても契約変更等はされていないという認識をしているのか。それとも、内訳書に誤りがあったときにはそれに基づいて契約変更されているんですか。

施設営繕担当部 これまでのところは、参考内訳書ということであくまで参考だということで、図面による契約ということで、基本的には変更はしていません。ただし、工事中に設計変更がありましたら、それは協議の上で設計変更、金額変更をしております。

委員 ただ、予定価格はこの参考内訳で組まれているわけですね。

施設営繕担当部 そうです。

委員 でも、変えないということによろしいですか。

施設営繕担当部 はい。

委員 わかりました。

委員 参考見積書と予定価格のずれが発見された場合は協議の対象になるんですか。

委員 しないという認識なんですかね。

委員 協議はしないと。

施設営繕担当部 設計内容に変更があれば、それは当然設計を変更し金額も変更するんですけれども、図面の内容に変更がなければ変更の対象とはならないです。

委員 ついでに聞くと、今国交省なんかだと、参考内訳書に誤りがあった場合には契約後であったとしても今の協議の上変更しますという方針が昨年以降多分始まっているかと思うんですが、東京都や世田谷区は、今後こういうことを検証してみて、今後そういうことは検討される予定はあるんですか。

施設営繕担当部 今おっしゃったのは入札時積算数量書活用方式で国交省が始めたもので、あの制度についてもやっぱり国交省が契約時の、契約書そのものの書類ではないんですけれども、付随する書類として扱いを受けて、受託者と発注者との協議の上で変更をかけるというものですので、その制度というのは今後とも私たちも勉強していくべきだと思いますが、今すぐにそれに移行するということにはなっておりません。

委員 ちょっと古いんですけれども、平成27年1月30日の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議、これは総務省も入っている会議だと思いますが、それでいきますと、やはりそうした協議の弾力化というのか、これを進めるようにガイドラインが出てきていると思うんですね。その辺はお互いの見積もりなり、見積もりも恐らく無料でやるということにはならないはずなの

で、そういう図で行ったものに対するコストというか費用をある程度の真実性を議論する場が必要になってくるんじゃないかという気がするんですけどもね。契約は協議で行うわけですから。話し合いは必要だということには許容範囲を持っていないと、なかなか合理的な契約にならないんじゃないかという気がするんですが。

施設営繕担当部 今回、建設業界の方々とか、また積算関係団体の方々ともいろいろヒアリングもして、いろいろ勉強もしたんですが、今後とも業界団体の方々とも話し合いを持って、どう進めていくのがスムーズなのかというのは勉強していきたいなと思っています。

委員 あと、ちょっと関係ないのかもしれませんが、入札方式を多様化、弾力化するというようなことも言われていますけれども、世田谷区の場合は、工事案件ごとに入札方式がどういうものが適正なのか、その判断を論議する庁内の議論の場はあるんでしょうか。

事務局 選定委員会というものがございまして、それは内部の組織、そこが特に議決案件については適正な入札方式について決定するところですので、そこで決定していくことになろうかと思えます。ただ、今のところはそれは技術案件だけに限っているものですから、そうじゃないものについては契約係のほうで、例えば総合方式による入札にすべきなのかどうなのかというところでは検討して、実際に総合方式がいいものについてはそれで入札をしているところでございます。

委員 契約係の判断でどの入札方式を選ぶかということとは。

事務局 係単独ではないですけども、もちろん起工課とも相談しながら決めていることですので。

委員 そうですか。

委員 今回の検証積算のやり方ですけども、あくまでも設計図面だけを渡して、そこから全部拾ってもらって、それをもつて区のほうで差異をチェックしたというのか。それとも、要は参考内訳をそのまま積算協会に渡して、これが合っているか見てという調査の仕方なんですか。要は、結局もとにあるものがあって、それをもとにやっちゃってしまっていると、実は前にきょうお休みされている委員なんかも、それでは全く意味がない、やっぱりさらの図面からちゃんと1個1個拾って、それをまたチェックしないと、答え合わせみたいなことでは意味がないんじゃないかということをおっしゃっていたので、その方法だけちょっと教えてください。

施設営繕担当部 最初におっしゃっていただいた、さらの図面から数量を拾い始めて、差も分析してということで、何で間違ったかも検証するというのをこの受託者が全部やっています。

会長 この検証業務は、今後もある程度続けていただくんではないでしょうか。

施設営繕担当部 基本的に設計工期また工事の工期というのが結構詰まっているものですから、今回もこの案件については余裕があったのでできたということで、簡単にできるものではないというのが実情でございます。こういったことをやはり職員に徹底したりとか、設計事務所に徹底していくということが一番合理的なのではないかなと考えております。

会長 そうすると、裏の3の(2)課題の最初の項目に、「特に工事金額に大きく影響を及ぼすような項目の抽出」というのがあるわけですが、そういうものがかなり目立つと言ったらあれですが、幾つか指摘されてきたらば、それが一体なぜそうなったのかというあたりのことは考えることもあるというように捉えてよろしいでしょうか。

施設営繕担当部 はい。あと、ここにも書きましたが、いわゆる公共工事の積算基準というものと民間工事の積算とまた違うということで、やはり設計受託者に対しても公共工事の積算基準というものをよくよく徹底していくことが大事だとわかりましたので、その辺も徹底してまいりたいと思います。

委員 材料の市場価格調査の結果を取り入れてということなんですけれども、その市場価格調査というのはどこが行っているものみたいなものがあるんですか。もう大体どこでも一緒なのか、それとも独自に行っているのかという内容の質問です。

施設営繕担当部 済みません、その件について詳しい説明がないのでそういう御質問をいただくとお思いました。この件は、これもこの間、いわゆるカタログから内訳書に引っ張ってくる、また見積もりから内訳書に引っ張ってくる場合、ある一定の掛け率はどうしても掛けるわけでございます。それが本当にこの掛け率でいいのかという疑義がございましたので、今回、この委託と並行して、この日本建築積算協会に市場価格調査を調査委託させていただきました。それは、例えばサッシだったら大体何掛けですよねというのが今まで以上に細かくいろんな材料に対して行ってきましたので、まだそれは最終結果報告ができるまでいっていないんですけれども、これを精査しまして、今まで以上に細かく市場価格に合った掛け率を内訳書に反映させていきたいという主旨でございます。

委員 多分この市場価格がどれぐらいに設定されているのかということは、工事に非常に大きな影響が出てくる話で、かなり計算も変わってくると思うので、もしほかの組織でも市場価格があるとか、業界的に幾つかあるとか、そういうのであるならば比較の資料みたいなものを教えていただいたりすると、市場価格というのがこうなっているなど。1つしかないと本当に定価なのか、何掛けでやっているのかというので、大きな工事の値段というのはかなり変わっ

てくるのかなというイメージを持ちましたという話です。

施設営繕担当部 あと、市場価格というのは常に動いているということになりますので、非常に難しい。

委員 そうですね。時期だとかももちろん、年末だとか夏だとかによって変わってくるというのももちろんあると思いますが。

委員 価格調査で、建物とか土木の工事のほうは非常に詳しく積算、チェックもできるような仕組みは考えられているんでしょうけれども、機器類のまとめて買う場合はしばしばメーカーが限られていますので、その価格についてはどういう算定方式をするのでしょうか。

施設営繕担当部 私のほうから機械関係についてわかる範囲でお答えいたします。

先ほどの話はいくまで建築工事の話です。建築工事について、設備工事を世田谷区でも単独で発注しておりまして、設備工事に占める機器関係、エアコンだとか給排水、ポンプ設備とかというものについて、やはり見積書をとって、その何掛けという形で積算をするのが一般的かなと思います。

掛け率については、あくまでも世田谷区内の内規ではあるんですけども、例えば、エアコンは何掛けにしましょうとかポンプは0.6掛けぐらいですねというのをある程度決めておりまして、それを基本に設計を受託している設計事務所さんと協議しながら、エアコンは今回30台入りますけれども、掛け率はどのぐらいにしましょうかという協議をしながら、世田谷区の持っている内規としてはこのぐらいの水準ですけどもという協議をしながら決めていくような状況でございます。

施設営繕担当部 今回建築材料の市場価格動向調査をして、日本建築積算協会は、いわゆるそういう情報ルートを持っているみたいで、そういうところと連携して、この協会単独でやっているわけではなくて、協会と連携してやっているみたいなので、まだ市場価格に近いのかなと思っております。

会長 設備のところは、応札する業者とその設備のメーカーさんとの関係というところもあって、時として、逆に低入と言ったらあれなんですけれども、ということも発生する可能性がある。ただ、その際にはいわゆる低入札、本当にその額が妥当なのかどうかということはチェックされて、そんな、よくあるのが設備で言うとその後の継続的なことがあるものもあるものですから、最初は安く入れて、その後は継続してということがないかどうかというようなチェック等も、その後において行われるといい。設備に関してはそういう系列関係のものがかなりきいてくるというところではございます。

委員 細かい話で恐縮ですけども、建築積算士というのは、大体担当している方々は、その資格を取るようになっているのでしょうか。

施設営繕担当部 御指摘いただいたように、これまでそういう縛りをかけておりませんでした。もともとこの建築積算士は任意資格なんですけれども、ある意味公共工事の積算基準に精通しているという前提の資格であるということがわかってきましたので、建築積算士というのは使わせていただきたいなと思っております。

委員 ある程度講習とかを受けないと取れないような資格なんですか。

施設営繕担当部 この日本建築積算協会が実施している資格です。

委員 そうすると、そこに自分で、自学自習で受験して資格を取るという仕組みになるんですか。

施設営繕担当部 そうしたことだと思えますし、ここが講習もやっているということですよ。

委員 そうすると、そういう講習に参加する時間を担当が保障するというか、提供するということになるんですか。

施設営繕担当部 詳しくはちょっとわかりません。

会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

施設営繕担当部 では、続いて営繕課のほうからお話をさせていただきます。

この会議を開催するに当たって1点、区の標準歩掛かりってどうなっているんでしょうかという御質問をいただいておりますので、営繕課のほうから簡単に御説明したいと思います。

皆さんに「積算基準」というホッチキスどめのものと、もう1つ、これもホッチキスどめになっていますが、「公共建築工事標準単価積算基準」をお配りしているかと思えます。この2つの説明になろうかと思えます。

まず、「積算基準」と書かれているものについてです。これはあくまでも建築工事関係の基準になりますので、もしかしたらこの中には土木関係の方がいらっしゃるかもしれないですけども、建築工事についての基準ということで御了承ください。

この積算基準ですが、開いていただいて8ページの下のほうに「3.3.1一般事項」と書いてございます。まず、基本的なお話からですが、標準的な工事の単価は、原則として積算標準単価表によるということが書かれてございます。建築工事につきましては、内訳書の大半が1つの単価としてつくられた標準単価を使用していると思っていただいて間違いはないかなと思えます。なので、基本的にはもうでき上がった単価を使うんだということになってございます。ただ、先ほど見積もりの話も出ましたが、それだけでは足りない部分がございますので、そういったものはどうするのかというのが9ページのほうに書かれてございます。

9ページの3.3.3を読み上げますと、「『積算標準単価表』、標準歩掛りにない単価等は、建築資材定期刊行物、カタログ及び見積りを参考とし」ということで、その採用する順番が下にずらっと書かれています。なので、標準単価にないものについては定期刊行物を見たり、あるいはカタログを見たり、それでもないものについては見積もりをとったりという、そういった順序について記載がされております。

次のページでちょっと標準歩掛りの話が出てきますが、10ページの真ん中あたり、「3.3.7標準歩掛り」に書かれています。「標準歩掛りは」ということで、単価を標準単価にもなくて、カタログとか見積もりではちょっとつくりえないものについては、まれにといいと思うんですが、自分たちで単価をつくらなければいけない場合がございます。そういった場合に、例えば労務費を何掛けぐらいにするのがいいのかという、そういった掛け率を歩掛りと呼んでいますが、そういったものを標準化した標準歩掛りというものはこちらに書かれていますけれども、「『公共建築工事標準単価積算基準』による」ということで一言書かれています。

この公共建築工事標準単価積算基準というものが何なのかというところで、別紙で御用意させていただいております。資料の「公共建築工事標準単価積算基準」に移ります。こちらの52ページに「歩掛り」と書いてございます。ここでは詳しい御説明まではできないかと思うんですが、こちらの3に「歩掛り」が書いてあって、4に「単価及び価格の適用」が書いてございます。4の「単価及び価格の適用」については、「第2編～第5編によるほか次による」ということが書いてございます。この「第2編～第5編」というのが何かというと、これはきょう本でお持ちしているんですが、実はこういった国交省で出しております公共建築工事積算基準というものがあまして、これはホームページからでも閲覧が可能になっております。ここに、1つ1つのコンクリートであるとか、鉄筋であるとか、あるいは植栽であるとか、単価の積み上げ方が細かく書いてございまして、結論から申しますと、この公共建築工事積算基準という国交省から出ているこの基準を、区の職員は見ながら単価をつくるということになるかと思えます。

ただ、これによって単価をつくるというのはまれでありまして、基本的には標準単価のほうに標準的なものは全てでき合いの単価がございますので、基本的にはそちらの標準単価を使うということになります。見積もり、カタログを使うことも当然でございますし、それでもなければこういった標準の、国の基準が出てございますので、こちらを見ながらの単価をつくる、そういった流れになるかと思えます。

ちょっと御質問の意味でしっかり答えられているかわからないですが、説明

としては。

もう1つ説明を補足させていただきます。お手元の「公共建築工事標準単価積算基準」になりますが、一覧表が最後の2枚に出ていまして、S2ページに戻っていただいて、3の「歩掛り」でちょっと補足させていただきます。

標準単価につきましては、材料と労務とその他の率を設定することになります。この3つを基本的に積み上げたものが1つの単価となります。その他の率というところで補足になりますが、「3歩掛り」の(4)その他を御説明します。

『その他』は、下請経費及び小器材の消耗費等であり、表3-1-1~3の工種毎の率による」ということで、次のS3ページからその率が書いてございます。大体少ないところだと15%から、多いところだと30%ぐらいまで、その他の率というものを計上することになってございます。この説明のとおりですけれども、その他の率に何が含まれているかということ、下請工事業者さんの経費関係、法定福利費ですかね。下請業者さんが負担する法定福利費も含まれているということになります。そういったものを積み上げた上で、1つの単価になっているということを補足させていただきます。

ちょっと長くなりましたが、以上になります。

会長 ありがとうございます。いかがですか。

委員 ちょっとまだ飲み込んでいない感じがあるんですけども、最後の部分の法定福利費等というのは、どういう基準で15%とかと定めているのでしょうか。

施設営繕担当部 こちらの表には1つの数字が書いてあるわけではなくて、20から30%とか、あるいは15から23%とある一定の幅が持たせられているんですが、区の基準としては、この幅の中央の値を使用するということで基準が決まっております。それは積算基準にはちょっと書いていなくて、もう1つ積算資料というものがあるんですが、こちらについてはちょっと持ち出しができない資料で申しわけないですが、口頭で。

委員 事業者の立場からしますと、今そのような御説明を受けて、実際にそういう積算をされているのかもしれないけれども、中身はほとんどよくわからないというのが現状でございます。そうした中で、例えば東京都の建設局であるとか東京都発注の工事ですと、入札が終わった工事については情報の開示請求ができるんです。そうすると、それがどのように積算されているか、歩掛りまで帳簿を全部見せてもらえる。開示請求をかけると、実際にこの工事がどのような歩掛りを組まれていて、どのような経費率が入っているか全部見えるわけですね。

今、世田谷区で発注している工事についてはほぼそういう情報開示がないと思っているんですけども、実際に開示請求をしてもほとんどノリ弁みたいに

真っ黒に消されて出てくるということなんですね。そこが僕は非常に問題ではないかなと思っています。実際に、入札が終わった工事についてそうした情報を開示して見れて、実際にどういう歩掛かりで組まれていて、どういう積算をされているのかということが我々事業者でもチェックできるシステムが必要ではないかと感じています。そういうことを事業者がやることにおいて発注者との緊張感が生まれる、そういうことがあるではないかと思えますし、それはぜひ世田谷区さんにもお願いしたいと考えています。

施設営繕担当部 おっしゃっていただいた内容ですが、おっしゃったとおり、東京都さんは公開をしまして、この間、東京都さんも以前は公開していなかったと思うんです。いろんな議論が特別区の営繕課長会でもありまして、基本的に標準単価表自体は非公開なものなので出せないですけれども、工事内訳書になった時点、また物価本なんかも3カ月たつと著作権が外れるということなので、今は情報公開請求をいただきますと公開できるということにしました。なので、それをどう周知していくかが今課題になっているんですけれども、それは今後お問い合わせいただいても結構です、公開しておりますので。

委員 そうすると、今私のほうは土木なんですけれども、例えば、土木工事においても入札が終わった、ある時点に達したら公開、内訳書、帳簿から全部開示していただけるんですか。

施設営繕担当部 はい、世田谷区役所内の工事発注起工課のほうで調整をとりまして、全てということにしております。

委員 それはもうすごくありがたい話で、我々事業者からすると、この工事がどういう歩掛かりでセットされているか。そうすると、今後同種工事がどういう歩掛かりでセットされているかという予想が立つわけです。やっぱりそういうことが我々事業者にはどうしても必要だと感じています。

委員 あと、これは東京都の基準を世田谷区が準用していると考えてよろしいでしょうか。

施設営繕担当部 よろしいです。

委員 その場合、今委員がおっしゃったように、かねてから都と区の工事の規模が違っていると、標準からの乖離の度合いが大分違うものが出てくる。そういうものが都の基準をそのまま準用すると非常に不利な積算がなされてしまう危険性があると思うんですが、その辺は何らかの規模ごとの多少の率の変更のようなものは考えられるものなんですか。

施設営繕担当部 おっしゃるとおりでございます。ただ、積算の基準なんかを見てきまして、基本的に何平米程度のものに適用ということも出てきますので、その辺は我々も感じていまして、その辺は注意して積算をしているつもりです。

委員 何らかの換算率を積み上げていかないと、なかなか適正なものにならない気もするので、その辺が特に下請事業者の受注、下請単価の引き上げ等に結びつけるためには、何かその辺が開示されていかないと改善の方法が見つからないような気がするんですけども。

委員 今のついでに言うと、規模と、あとは時期、期間、多分本来であれば工事自体を1年もしくは複数年で平準化して発注するというのが本来望まれるんですけども、そうならなくて年度当初とかにどどどどと来てとか、その反対に閑散時期があるとか、あとは建築工事なんかですと夏休みのこの時期の範囲に終わらせるといったときに、いわゆる歩掛かりもしくは単価で加算もしくは一定程度のこういうものも、実際反映されていらっしゃるんですか。

施設営繕担当部 私のほうからお答えします。

確かに小規模の工事になると、大規模な工事とは違って単価が高かったりというのも現実にはあるかなと思います。標準単価につきましても、全ての単価ではないんですが、一部分の単価についての、例えば300平米未満の単価、300平米を超える場合の単価という単価の区切りがございますので、そういった規模に応じた単価というのではないわけではないということだけ1つ。あと、経費についても、我々の使用している積算基準というものは、国の積算基準と同じものを使っているということになりますので、小規模な工事については経費がたくさん乗るような形の経費率になってございます。逆に、20億、30億の工事については経費の率が少しずつ下がってくるような、経費の構成としてはそういうものになってございます。それでも業界団体様とのヒアリングで、ちょっと単価が合わないんだということはおっしゃられる場合がやっぱりございますので、ちょっとその辺も一部見直すというか、もちろん基準にのっとる形にはなりますけれども。

例えば、防水工事を保育園で発注したんですが、保育園ですとお昼寝の時間がございまして、例えば2時から4時までの間は音が出ようが出まいが工事はやらないでくれと言われます。そうすると、受注者側としてはその間職人さんに別の現場で仕事をしてくださいということは言えないはずですので、やっぱり仕事をしていない時間もそこに拘束されてしまう。そうすると、工事の労務はかかってしまうけれども工事は進んでいないという状況がどうしても発生します。なので、そういった場合に単価を少し補正して、例えば労務単価を通常よりも1.2倍とか1.3倍にして単価を少し補正しましょうといった対策も、ちょっと内部的にはもう周知しておるんですけども、そういった対策で何とか実情に合うように設定をしていきたいなど、そういったこともやっております。

委員 というのは、前回のこの会議で配っていただいた資料で、いわゆる不調案件がすごく多いわけですよ。そのときも時期の問題とかいろいろ出ていて、

あの当時でいくと、資料で見ると3割程度、特に金額の低い3000万円以下でいくと、工種によっては50%近い不調案件があるんですね。今お話しがあった保育園のものについても、多分不調で、不調案件を随契で受けられた事業主さんに僕もヒアリングをしたんですけども、今現在やっている現場の。やはり、いろいろ厳しい。でも、単価さえある程度上がってれば、それは決してやらない工事ではないけれども、入札の段階ではそうっていないんですね。やっぱりそこは市場価格の単価だけの問題ではなくて、いろんな環境とか状況を、区の職員さんのところである程度勘案しないと不調案件というのは減らないかなという気がしております。せっかく今回こういう取り組みをされているので、積算協会さんの積算プラス、やっぱりそういう入札を受ける業者さんのいろんな状況、環境を含めた予定価格の組み方をぜひ庁内で御検討いただいて。そうしないと、地元の業者さんが仕事をやらなくなってしまってから、やってくれ、やってくれ、とらないのは業者が悪いみたいな状況にならないようにできるだけしていただきたいなという気がします。

委員 今東京都なんかだと、工事の直接工事費に、例えばもうほぼ一律に作業量に補正係数0.8を掛けたりするという工事が試行ですとやられているわけですね。ほとんどの都市土木と言われるような、道路というか一般供用しているところを規制してする工事は一律8掛けする、80で割り込むわけですね。単価が約2割増しぐらいになるということなんですけれども、そうした取り組みをすると、その案件というのは東京都で応札者がふえるわけですね。ですので、世田谷区で例えば発注している案件で入札者、もちろん希望者が例えば10者に満たない工事というのは、もはややる前にやりたい人がいないような工事であるわけですから、やっぱりそこで単価の経費補正率を掛けるとか、そういう手を打っていただかないと、我々事業者も仕事に手を出せないということになってきていると思うんですね。

土木なんかですと、やっぱりそうやってなかなか世田谷区の仕事に手が出せない。ずっと手が出せない。それで、もうどんどん足が遠くなっていくということになってきていて、我々土木の建設協同組合とか、土木の世田谷区でやっていない業者がふえているわけですね。だから、そういう事態というのはやっぱりよくないのじゃないかと僕は思いますし、その辺もやっぱり検討いただきたいと思っています。

会長 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

委員 御丁寧な説明をありがとうございました。

事務局 資料は今回収させていただきますもよろしいでしょうか。

会長 はい。

それでは、報告(1)に戻りたいと思います。平成30年度労働報酬下限額につい

てということで、資料として1枚、それ以外関係するものもあるかと思いますが、よろしく申し上げます。

事務局 それでは報告(1)です。本件は、既に各委員の皆様には通知しお知らせした内容です。12月18日の企画総務常任委員会で報告したペーパーでございます。それに今回附属資料をつけて説明させていただきます。

1枚目の内容につきましては、既に御承知のとおり、この適正化委員会及び部会から提出された報告書を尊重しながら、さまざま調整、検討を進めていった結果、今年度はこの2にあるような対応とさせていただいたということでございます。(2)の中に幾つか書いてありますが、報告書をいただいてからさまざまな調査、委託事業者からの声を聞いたりとか、並行して予算編成を実施しておりましたので、そこら辺の財政状況を勘案しながら、到達目標は目指しながらも30年度は据え置きでいきたいということで、総合的に区長をトップとする三役会で判断したものでございます。

特に、今回経過を御説明させていただきたいと思っております。2枚目についておりますA3の紙が「平成30年度予算編成のプロセス」ということで、ざっと説明させていただきます。

(1)にありますように、これが通常の流れなんですけれども、29年8月に来年度の予算編成をどうしようかという方針を財政当局のほうで立てまして、フレームを決めて予算見積もりに入るわけです。29年10月の段階で各部の予算見積もりがほぼ出そろいます。その時点で、この右の囲みにありますように歳入に対する歳出の超過額が115億円、ですからこのままいったら115億円がはまらないよという当初要求の段階です。その後、何度か各部も精査しつつ、あとは区長ヒアリング等を通して施策の優先順位を決めながら政策を絞っていくわけでございます。その結果、12月21日、歳出削減等により超過額、当初115億円はまらなかったものが35億円まで縮減はできたということです。そのまま年を越しまして、引き続きの精査ですとか、あるいはここに書いてありますようにふるさと納税によるさらなる影響を見込む、1月22日とありますが、当初31億ということし並みの影響額を想定していたんですが、実際それ以上、2割増しぐらいになるのではないかということで、影響が大きくなりました。40億ということで当初予算には見積もっていますけれども、ますますふるさと納税による減要素がふえてきたと。そのほか、3つ目にありますように、地方消費税交付金の配分見直し、これは国と都、地方と今俎上に上っておりますけれども、それによる減額が恐らく22億円、区に対して新たな減要素があるであろう、そういったものもわかってまいりました。

そのほか、ここに記載のような調整を重ねまして、右下に囲んであります30年度当初予算案3022億円、前年度比プラス1.1%、これが固まりまして、本日午

後プレス発表をする予定となっております。

その右側の大きな囲みは、見積もり以降どんな調整をして縮減してきたかという概略が書いてありますけれども、さまざま施策を各部が見直してそれぞれ減をしてきたと。特に一番下、歳入のところですが、納税者数、人口が毎年1万ずつくらいふえていますので、それによる特別区民税は増はしているんですが、一方で、先ほど言ったようなふるさと納税のますますの減、それと地方消費税交付金の配分見直しというような新たな要素が入ってきて、本来ですともっと伸びるはずの歳入がプラス19億円ということになってしまったということでございます。

また、その調整の経緯ですが、右下にありますように、庁内でどのような調整をしてきたかという、この労働報酬下限額に関する、8月中旬には関係所管にさまざまな情報提供をしたり、事業所の情報を収集したりして、庁内で検討してまいりました。並行して予算編成をしながら、区長、副区長にはこの労働報酬専門部会の方針を報告しつつ協議を続けてまいりました。その後、予算要求を締め切った後、精査をしていく中で、12月7日の庁内の政策決定の三役会でございますが、報酬は来年度は予算編成の状況も見ながらどうしていこうかということで、その報酬下限額の方針及び現在の下限額が必ずしも全ての事業所で履行されていないというような事実もわかってきたので、それをまずは確実に履行するような方針で取り組んでいこうということを意思決定した次第でございます。12月の中旬に労働報酬下限額について、その決定を受けて委員会報告ということになり、それを反映した予算原案を現在つくったところでございます。

私からの説明は以上でございます。区長のほうからは、各委員さんには今回報告書の意向には添えなかったけれども、丁寧に対応するようにということもありまして、この委員会の直後、速やかに御連絡をとらせていただいて、課長と私で手分けして御説明したところでございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。この件につきましてはいかがでしょうか。

委員 毎年の区役所の全体予算の動向によって上がったり上がらなかったりということが起きると、我々はある一定の目標を目指して、どうカーブするかは我々もいろいろな考えがあるのだけれども、基本的にはここに書いてある1113円を、これはまた若干上がるかもしれませんが、そういう形で目指して数年ぐらい、初めは2年と言っていたんですけれども、私のほうはちょっとそれは早過ぎる、数年ぐらいと考えていて、答申としてもそれなりの、セーブしたと言ったらおかしいんですけれどもセーブした。しかし、着実に上がっていくことをお願いしたいということで考えながらやっているつもりなんです

けれども、そういう我々のつもりと、それから区の全体予算の中での位置づけなり優先順位の中で、残念ながらとなると、何か答申を出す元気というとおかしいんだけど、どう考えていったらいいのか。

要するに、最初の年は20円、その次が70円ですよ。ことしはゼロですよ。そうすると、ある程度、来年は来年の、また12月にならなきゃわからないということなんですよ、31年度はね。だから、私は区の行政だからそういうこともあって仕方がないと思う面も相当あるんですよ、我々がわからないところの全体的な配分ですから。ただ、個人的に見れば、やはり我々もある目標に向かって着実にいきたいと。同時に、決まったことをどうやって周知していくかというのもあるんですけども、そういう意味では数年単位で考えていただかないと。この予算が特別というわけにはいかないでしょうけれども、せっかく我々が考えている到達目標への歩みがとまってしまうと。そうすると、来年2年分上げるかということ、またそうもいれないかもしれないけれども、その辺は考えますけれども。そういう意味で非常にむなしいところがあって、これはあなたに怒っているわけではなくて、全体のあれですからあなたがどうこうではないけれども、それをどう考えたらいいかというのを、むしろ教えていただくというのかな。ことしもまた後で出る部会をして答申を出すわけなので、その辺のところをちょっと。

事務局 財政状況は1つの直接的な要因ではないんですけども、やっぱり事業者の声などを聞いて、まずは1020円を徹底させたいという意向もあった関係で今回は見送りということになったんですけども。財政状況で、他区の状況なんかも当然並行して調べながらもやっていますので、総合的な判断ということにはなるんですけども。ですけども、区長としましても到達目標の考え方、高卒初任給の時間単価というのは、あくまで目標を目指したいというのは、それは考えておりますので、そのペースが少しずつおくれるというような結果にはなってしまうましたが、我々も極力いろいろな根拠となる情報を仕入れて、財政当局にも説明はしていきたいと思っておりますけれども。

委員 12月18日にメールで、きょういただいた資料の1枚目と、あわせて部長からも経過についていただいていたので、それを見て前もってメールでも送らせていただいたんですけども、結局今回1050円に上げられなかった1つの財政的要因の中に、説明に、30円上げると2億3000万円区の財政負担がふえるんだという御説明もあったんですが、そもそもこの2億3000万円てどうやって算出したのだろうというのが。ちゃんと委託先に、下限額にひっかかる人を今度30円上げたらどれくらい上がりますかということ、本当に委託先に聞いた上で積算したら2億3000万円という数字なのかなと。一体どれくらいの人たちがそれにひっかかっているのかなということが1点。

では、ことし平成29年度は1020円に上げたことによって、委託費やそういう契約金額が本当に上がっているのかどうか。要は、財政負担がふえますよと言っているんだけど、区の委託契約費が下限額を上げたことによって事業者にちゃんと渡っているのかどうか。そこが事実としてわかっているのかどうかということも2点目。

これは、再三出ているんですけども、議会でも出ていましたけれども、ふるさと納税の負担が世田谷区は30億円、来年40億円、それはわかるんですが、いろんな場面で必ずそれを理由に出されているんですね。これをやらないときにはふるさと納税、これをやらないときにはふるさと納税。いや、これはどこかで清算をしないと、何でもかんでもふるさと納税で整理してしまうというのは、それは一方でいかなものかなと。区の財政の中で今後ふえ続けるであろうふるさと納税をどこかで消化をする。そうしないと、来年40億なくなることがわかっていて、では来年下限額の引き上げなんてできないではないかという議論に前提がなってしまうので、その点が3点目。

最後に、今回の理由にも書いてある事業者のゆがみというものですが、僕もある委託事業者の社長さんともお話をし、いわゆる950円から1020円に上がったことによって、その間にあった段階的な細かい賃金体系がみんな1020円にフラットになってしまったんだと。これが多分賃金体系のゆがみの1つだと思うんですけども。結局、もし委託費を引き上げるとしても、区側がもしその下限額にひっかかる人の分しか委託費を上げないんだとすると、そのゆがみはいつまでたっても解消されないのだと思うですよ。その事業者の方も、下限額を引き上げるということは賃金体系全体をベースアップするということが前提にないと、それはいつまでたってもそのゆがみは解消されないとおっしゃっているんですね。ということは、やっぱり区の委託費は適正な価格で設定をしていくということであれば、下限額だけではなくて、やっぱり全体の働く人たちの賃金体系のベースアップをどこまでちゃんと考えられるのか。要は、それを全部事業者の責任にしたら来年も多分上がらないのだろうなという。その辺、区のほうでどう考えられているのかというのをお聞きしたかったんです。

事務局 まず最初の2億3000万円の影響額の算出の仕方です。もちろん、お話しにありましたように全ての事業者に確認をするということはとてもいとまがありませんでしたので、まず、1020円にした場合の 社の全契約の試算をして、それで一定のアップ率を出すということをして、今度経理課のほうで対象案件、要するに労働報酬下限額、対象案件がどれであったかということピックアップしまして、それに一律に掛け率を掛けて、それで 社が出した掛け率、アップ率を全ての契約に掛けて、それで出したのがこの2億3000万円という金額でございます。

それから、実際に委託経費を増額したのかということについては、先ほどの調査というか、経理課で調査をして対象案件を出して、社で出したアップ率を、それが70円上がった場合については影響額が4億8000万円ほどあったんですね。それについては一応増額という形で、委託経費を増額しております。ですから、29年度は実際に増額をしております。

それから、ふるさと納税の影響ということで、確かにおっしゃるようになんかとかと区長がことあるごとにふるさと納税の影響について発言しているものですから、そのように聞こえてしまうかと思うんです。確かにおっしゃるようになんか40億減ではあるのだけれども、先ほど部長の話にもありましたように、区民はふえていますから、税金としてはやや微増という形になっていますし、それからほかにもいろいろと影響があって、当然ふるさと納税だけで影響があるというわけではなくて、いろんな影響で増減がありますので、確かに委員おっしゃるようになんかふるさと納税が全てではありませんので、それがあからといって来年は上がらないということでは絶対にありませんので、そこはちょっと御理解いただきたいかなと思っております。

それから、賃金体系のゆがみということについては、事業者のほうで実際そのような御発言があったものからそのように表現をさせていただいたんですけれども。確かにおっしゃることはよくわかるんですけれども、実際に今回上がった場合については増額をさせていただいたんですけれども、賃金体系全てをカバーするまでの増額とはなっておりません。あくまでも70円上がった分についての金額を試算した形での増額ということになっておりますので、そこについては全てをカバーするとはなっておりません。ただ、私どものほうでこの労働報酬下限額を上げると同時に、先ほど積算のチェックの話もありましたし、それから事業者さんとのヒアリング、特に保育園の話がありましたけれども、防水の話ですね。あそこも業界団体のときには、営繕課だけがヒアリングをしているわけではなくて、私ども経理課も同席してヒアリングさせていただいておりますので、そういった点については今後改善を図って行って、事業者の方がそういった労働報酬下限額を守り、なおかつ賃金体系のゆがみも直していけるような体制を組んでいけるように、あわせて入札制度改革のほうにも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

委員 済みません、2点目の回答の4億8000万円契約金額を上げたというのは、あくまでも予定価格の引き上げをされている、予算組みする際に4億8000万円上げられていると思うんですよ。委託契約は、もしかしたら指定管理者や随契が多いのかもしれないんですけれども、要は予定価格を上げてても実際契約金額が上がらなければ意味がないと思うんですよ。実際、契約上どうなんですか。

事務局 実際には予算額を上げてもなかなか、全てを調査したわけではないんですけれども、全ての案件でその金額が全部アップして予定価格になったかどうかまでは調査していないんですけれども、場合によっては予算はあるけれども予定価格を上げていないところもあるかもしれません。それから、当然入札をかけますので、それだけ実際の落札金額がアップしたかということ、それも定かではないです。済みません、ちょっと認識していないというのが実情でございます。

委員 あえて聞いたのは、年度当初はたしか4億8000万円というお話は聞いていて、実際それがちゃんと反映されていないと意味がないのと、確かに世田谷区の財政が厳しいという話は理解はするんですが、一方で執行残もかなりあるんですよ。160億円近い執行残が実はあって、それは全てが入札契約だとは言いませんが、やはり入札契約等々で結局本来払おうと予定はしたんだけど、執行されずに区に残ってしまうお金も結構な金額があるわけです。でも、実際は2億3000万円は上げられないという話も一方ではあって、その辺が区の大きいスケールの財政の問題なので何とも言えないんですけれども、やはりそういうところを1個1個ちゃんと見ていかないと。できれば、実は一度もこの委員会の中に、下限額を検討するときの材料として、これぐらいこうなって、幾ら上げたら幾ら区の財政負担が上がるとか、委託先でどういう人たちが働いていて下限額にひっかかるとか、要はそういう資料がない中で、ここで1020円を決めたら、後からそれは高い、ゆがみが出たと後づけでそう言われると、検討材料をやはり事前に委員会もしくは専門部会に御提示をいただいた上で、ぜひ来年度の下限額決定については検討させていただければなという気がしております。

事務局 確かにそういった機会がなく決めていただいたことについてはちょっと反省もしているところでございますが、なかなか的確な資料をお出しできていないということも実情なものですから、ちょっと検討させていただきます。

委員 的確な資料が出ていない割には2億3000万円という数字が出てくるので、どうやって2億3000万円を出したのかなと反対に聞いたので。もしそういうのが出るのであれば、最初から出していただいたほうがよろしいんじゃないですか。だって、4億8000万円という数字が年度当初わかっているわけですから、何らかの係数ないし何らかの基準がもともとあっての4億ないし2億のお話なのでというお話です。

事務局 わかりました。

事務局 出せるものは極力、これから提供させていただきます。

委員 委員が今回むなしさがあるという指摘をされまして、むなしさは同感なんですけれども、公契約条例の運用に関する根幹にかかわった問題が今

回私は出ていると思うんですね。というのは、こういう予算事情について、委員会の議論の中でほとんど事務局からの意見はない。厳しいということ言えば、一般的に日本の財政事情が厳しいことはよくわかるんですけども、この官製ワーキングプアを減らそうという方向と、それから建設業やサービスを提供する事業者の経営の内容をレベルアップさせていこう、そういうものからすると、ほかの報酬のレベルアップが行われている部分もあるにもかかわらず、そちらのほうでは何のふるさと納税の障害もない、あるいは賃金のゆがみという話も出てこない。底上げされるということは、何か賃金体系がゆがむと考えていいんでしょうか。それはゆがみなのか。底上げするということは、ゆがみとは別の問題だと思うんですね。後に調整を必要とするという部分は出てくるとは思いますけれども、それがゆがみだからやらないほうがいいという理由になるのは、何か口実を探したような印象を受けるんですね。

ふるさと納税問題、それから広報にびっくりしたんですけども、施設利用料金の値上げを提案している中に、公契約条例でこれだけ上がったからというんですけども、来年度実施しようというのであれば、来年度は1020円のまま据え置かれているわけですから、これは口実になりませんよね、この提案のですね。そういうものが区全体の中での公契約条例そのものの理解とその運用、あるいはその目的は何であるかということについて、何か区の中のそれぞれの組織がどういう認識をしているのだろうかというのをちょっと検討したいぐらいの事案がぼろぼろ出てくるので、それをパッチワークでつないでみると、どういうものになるのか。この適正化委員会の役割にも基本的にかかわるような課題を突きつけられた気がしまして。少し考えさせていただくと、委員がおっしゃっているように、材料を提供された上で相互比較をして適正な道を探っていくことを一緒になって考えていかないと、出してみたらだめよという、これはちょっと話としては、こちらもおかしいかもしれないけれども、当初何のいわれもなく、今年度は諮問は何もありませんということから何か、最初からもうシナリオができていたのかなと思いたくなるような、そういう不審すら覚えてしまうというのが今回の決定。もうこれは決まりですと言われてしまうと、せめて会長なりに何らかのこうなるんですよという一種のサウンドはあってよかったのじゃないかなと思うんですけども。そういう意味で、来年度の進め方については、かなりこちらも腹をくくってかかっているといけないうのかなという印象を受けております。

委員 結論は変わらないのであれですけども、プロ野球選手の複数年契約というのがあって、3年で幾らと総額で考えると、どのぐらいのカーブかは別にして、私の頭の中には若干の階段があって、このぐらいのところに何年かかかって行きたいなという思いがあって、ことしは30円と出して、迷ったら30年

度にまた幾らと考えると、このぐらいでいって、ここまでいけばあとは微調整かなと。まだここまで行っていない、微調整のところへいけばほとんど毎年上がるということはないだろうと思うんですが、あるところまでいけばね。ここがどこか一応1113円というのがあるって、そのどれぐらい下なのかというのがまた違うんだろうと思うんだけど。ただ、そこまでいけば毎年上がるということはないんじゃないかなと私も思うんです。だから、そういう意味ではもう少しずつ、何年かかかって、私が考えているところでいくとすれば、複数年契約ではないけれども、もちろん予算は毎年立てるのだけれども、物事には中期計画とか、5年計画とか立てていくわけで、そういう意味では我々もそういうことを考えながら、むしろそういう答申をこれから出して、少なくとも何年、オリンピックの2020年という言い方がいいかどうかは別にして、そう考えていかざるを得ないのかなと。

だから、そういう意味では単年度でたまたま出しているわけではなくて、ある階段を考えながら出しているの、そういう意味ではもう少し我々もどこまでを大体、必ず高卒でいくということもないと思っているんです、必ずそこまでいくとは。そういう意味ではどの辺まで、何年かかかっていくのかというあたりを今年度、来年度によく検討して、そういう長期的な答申を出しておきたいなと。そのかわり、毎年少しずつでもそこまでは上がっていくというぐらいのことは考えていただきたいなというのが私の意見です。

会長 ありがとうございます。ゆがみという言い方よりも定着化、それぞれの事業者さんの中において定着させる、これが全然守られないということになってしまうと元も子もありませんので、その定着化をどう図っていくのか。恐らく国のほうでもその辺の定着化のあたり、まずは守ってもらいましょうというあたりが1つの大きなところだと思います。

来年度においては、その定着化というところも含みながら全体の底上げをどうしていくのかというところが1つの大きなポイントになるかなと思います。

また、ふるさと納税のところも、区としてもいろいろなふるさと納税の1つの話としてクラウドファンディング、砧の総合運動場がクラウドファンディングで1200万円、それにあと600万円の1800万円をクラウドファンディングで集めると。600万円はたしかスポーツ、レクリエーションの振興に使って、スタンドのところは1200万円ということで、今、要は同じふるさと納税で世田谷に入れてもらうふるさと納税を考えているということもあるようです。それは、歳入努力は区としていろいろと、歳入増加をどうしていくのかというところは区のほうとしても今後とも検討されるのかなということと、それから、生活水準を維持していくという話でかなりここでは議論されていますので、それがちゃんと図れるようにということかと思っています。

そのことと少し関係するかと思しますので、(3)事業者ヒアリングの報告に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 資料2をごらんください。これは、今回委託業者の現状についてお聞きするために1月にヒアリングを行いました結果でございます。

まず、委託事業者の中でも人件費の比率が大きいと思われる契約案件の事業者を2者、1者は世田谷区以外でも施設管理を受注している大規模事業者、それが事業者、株式会社と書いてあるのがこちらでございます。もう1者は、今年度の労働報酬下限額が守られていない事業者で、事業者の社会福祉法人になります。

事業者についてですけれども、これはほかの自治体でも実績のある大手の運営事業者になります。これは中でおっしゃっていたのは、複数年契約の場合は人件費の上昇分も含んで契約金額を算出しているけれども、ここ数年の最低金額の上昇に伴って労働報酬下限額の上昇も予想を上回る額になっている。ただ、公契約条例についてはきちんと理解をして、労働報酬下限額についても適正に履行しているというお話がございました。

それから、事業者についてですけれども、お話があったのは、特別養護老人ホームの運営は全国一律の介護保険制度のもとで行っているため、単純に人件費の上昇分を仮に区が負担としたとしても、その賃金に上乘せすることはできない。また、3年後を目途に民営化の意向を考えているので、公契約条例の主旨は理解できるけれども、この時期に賃金体系を変えることは、今後の事業運営を考えると労働報酬下限額を守るということはなかなか難しく、これについては30年度もできないのではないかというお話がございました。

簡単ですけれども、御報告は以上でございます。

会長 それから、これはもう1度目を通されたかと思いますが、参考資料ということで3種類のものがクリップどめであるかと思えます。最初が工事にかかわる労働報酬下限額ということで、それぞれのところがどうなっているかということと、この表を見る限りにおいては、工事のところにおいては1020円は守られている。

参考資料2が委託・物品になっています。これの一番最後のページにハッチがかけられているところがあるかと思えます。番号で言うと328番以降、今年度、下限額が1020円を下回っているところが328番から341番までということで記載されています。いわゆる委託等々のところにおいての下限額がなかなか守られていないということもあって、先ほどのヒアリング等のところにも関係しているわけです。

この中に右に手書きでがついているものは、学校調理関係が全部で8件あったのだけれども、これはもう業者さんが下限額確定の前に決まっていた。だ

けれども、30年度に関しては1020円を守っていきますと。右のところについて、守っていきますと。のものについては、平成30年度は1020円で現在調整を進められているということで、できるだけ1020円のところは、まずは遵守していくような形ということで、いろいろと調整をされているという表と私自身は受け取りました。このヒアリングのものを中心として何か御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

資料3の最後の3件ほど。30番、健康村の健康管理は群馬県に所在しているところ。川場村になります。31、32はそれぞれ、ということ。で区内ということ。

事務局 介護保険です。

会長 介護保険は介護保険のところの幾つかの法的問題だとか、制度上の問題等もあるとは聞いているんですが、ただ、1つの方針としてはかなり労働条件等々のことでもありますので、こういったところもきちんと遵守できればなと思っているところですが、この辺の解消が1つのポイントになっているかと思っています。

いかがでしょうか。

委員 この資料2の1枚目の業者というか株式会社の1020円は、時給でいくとアルバイトの人たちなんですかね。契約社員も時給かどうかよくわからないですけど、ここにあるように東京都の最低賃金も年20円ずつ上がっていると。公契約もそれにある程度それに比例して改定されているというのは、当初想定の上昇率も高いと言っているのだけれども、そうなのかしらという感じなんですね。多分、国のほうも1000円くらいまでは今のままの上がり方で、それ以上はちょっとわからないのだけれども、多分4桁までは、安倍政権が続くかどうかにかかわらず、時給1000円までは上げていくのではないかと。その先わからないんですよ。そういう意味では、この想定は、むしろ想定しなければおかしいのではないかなという感じがしているんですけども。

ここの捉え方としては、厳しいが近年の最低賃金を時代のニーズと捉えて対応しているというので、それなりにやっぴらっしゃると。この業者さんからはゆがみという話はないんですよ。

事務局 そうですね、ここはできております。

委員 むしろ問題は2枚目のほうで、指定管理料は人件費が含まれていないというのがよくわからないんですけども。指定管理で人件費が含まれていないというのは、人件費は別に介護報酬で出てくるからですか。

事務局 そうです。特養老人ホームの場合だと、介護保険制度の中の介護保険料と、それから利用者の利用料で事業自体を運営している。世田谷区のほうから出ている指定管理料というのは、施設、建物とか光熱水費とか医師会に払

うお金とか、そういうもので利用者個人に何かをする、介護者というか施設で働いている人たちの人件費に充てるような支出は指定管理料の中には含まれていない。施設としては、運営自体は今までも介護保険料で国のほうから保険料としてもらう金額と利用料で、その中で人件費と運営経費を支出している。その全体の施設の運営経費のうちの大体60%ぐらいが人件費だというお話でした。

委員 何の60%が人件費なんですか。

事務局 介護保険料と施設の利用者からもらう利用料の合計金額で施設自体を運営していると。そのうちの約60%が人件費だというお話です。

委員 わかりました。

そうすると、区と契約していても指定管理料というのは人件費は入っていないんだとすれば、上げなさいというのは無理だね。変な言い方だけれども、上げなさいと言ったって財源がないのだからできないと言われてしまうのじゃないかな、どうなんだろう。

委員 これだとやっぱり介護士はなかなかかなり手がなくなるでしょうね。

委員 ちなみに聞きたいんですけども、僕は知らなくて、1020円のヘルパーさんで、1020円にひっかかるような数字ですかね。実際、ここでひっかかっているのは事務とか調理とかで、間接的な方たちなので。

事務局 専門職はもっと高い単価でそもそもやっています。

委員 ですよ。だから、介護保険料で決まっている報酬の人たちがひっかかっているわけではないような気が。

事務局 給食というか配食サービスとかそういうところで働いている人たちも、その施設の運営費というところで含まれてくるので、こちら一番最後の932円の東京都の最低賃金の事業者になるんですけども、この金額というのは対象者としては高齢者で、年金とかを受給している方。

委員 賃金調整みたいなものをかけているということですね。

事務局 そうなんです。そういう方たちが、やはり高齢者ということもありますし、仕事内容から言っても、8時間の労働ではなくて、やっぱり2時間とか3時間とか短い時間の中で労働する。本人自体もさほど1020円を求めているわけではないというところもあって、そういう意味では、施設としてはそういう高齢者のなるべく安い賃金で働いてくれる方を雇わざるを得ないという実情もあるみたいですよ。

委員 ちなみに、この小学校の調理のは僕も前から気になっていたんですけども、新聞折り込みの求人募集で普通に1000円以下で募集していますね。世田谷区立小学校の調理補助、900幾らと新聞折り込みでいっぱい入ってきて、うちの組合員さんからも、これは公契約なんじゃないのと渡されて、普通に募集

がかかっているのです、ああ、実態どおりなんだろうなど。

事務局 30年度は1020円というところで調整をしています。

委員 いや、29年度中に。

事務局 今年度は恐らく間に合わないのですそのままにしている。

委員 よく見ます。特に区立小学校とわざわざ書いてあるので。

事務局 そういうのを徹底していきたいというのが今年度の取り組みでもあるんですけれども。

委員 ちなみに、この一覧表が出たので、前にも僕は言ったんですけれども建築工事で、この後多分御説明があると思うんですけれども、労働報酬下限額をどこまで、誰が対象で、どういう賃金算定をするのかということをしかりしないと、上記以外の職種という方が圧倒的にいて、全く意味のない調査、意味のない下限額が適用されている。特に、元請事業者だけという対象でもし区のほうも考えられているとすると、この制度自体がほとんど全く機能しない。調査票自体も全くこういう1020円が並ぶ数字になるだろうなという気がします。

意見だけで終わります。

会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今どういう状況になっているのかということ等も踏まえて、チェックシートの話がこの場でもいろいろとございましたので、4番目の社労士による調査、これは試行ということで行われましたが、調査及びチェックシートの改訂についてということで、資料3をよろしくお願いします。

事務局 資料3をごらんください。今の委員からのお話みたいなことで幾つありましたので、来年度の取り組みについて御報告をさせていただきます。

来年度、実効性の担保を図るということから、1に書いてあります社会保険労務士による調査を試行させていただくこととして準備をしているところがございます。現場での調査は、労働基準法などの労働関連法令や労働保険や社会保険の制度など根拠法令や事務手続等に精通する必要がございますので、社会保険労務士のお力をおかりすることになります。就業規則ですとか賃金台帳など確認しなければならない資料が、事業所ごとに書式が異なって、専門的な知識がないと迅速に調査ができないために、この調査を行うというものでございます。これについては社会保険労務士会世田谷支部に委託契約して実施する予定にしております。

しかしながら、すぐに実施すればいいではないかという声もあるかと思うんですけれども、社会保険労務士が実際に事業所や現場で個人情報扱うことになるものですから、私どもの中の個人情報保護審議会に諮問をして了承を得られた後ということになりますので、その次回開催が4月なものですから、そ

こに向けて今準備を進めているところでございます。

平成30年につきましては、工事と委託と合わせて年間3件程度予定しております。早速1件目については第1回目の適正化委員会で報告できるように今後調整を進めていくことになるかと思えます。ただ、事業所の御協力のもとにいただく、何かこちらに権限があるものではございませんので、まだ御協力の確約も得られていないです。また、年度当初の4月、5月は事業者さんも忙しいという声もいただいておりますので、今後御協力いただける事業者を探していく予定にしております。

2、チェックシートの改訂をいたしました。これについては、ここでも出てきたことですが、実効性の担保の中で、事実上NPOとか、雇用関係のないところに委託しているものだとか、そういったものもあったりしたものですから、実効性の担保を図るという意味からも、対象をもうちょっと絞り込めるようにしたらどうかということで検討いたしました。その結果、チェックシートに必要な事項が記載されているか、事業者にわかりやすい記載となっているかなど、これも社会保険労務士さんの専門的な御意見を参考に改訂いたしました。

主な変更点といたしましては、先ほど申し上げましたのはNPO等々の非該当の受託者を除くために、労働条件等の確認が必要な案件かを、これの後ろのほうに新しく改訂されたチェックシートがついているかと思えます。これの一番後ろがチェックシートそのものでございますが、これの項目の1と2で精査をするようにいたしました。それから、事業者ごとに異なる労務管理や各種保険の書類についての一般的な表現で記載しやすくなっているかどうか。それから、事業者から問い合わせが多い単価の考え方のマニュアル作成などをいたしました。そのマニュアルが後ろから2番目の「賃金単価作成マニュアル」で、これもおつけするということと、それからチェックシート提出のお願い、この3枚を事業者にお渡ししてチェックシートを記載していただくことにしようかと考えております。これについては、早速30年度の契約の最初の開札が2月6日に行われるものですから、2月7日からこれを配布して使っていこうと考えております。

御報告は以上でございます。

会長 ありがとうございます。チェックシート並びに実際の調査をかけたということ。それで、このチェックシートについては30年度当初のものからこのチェックシートを利用していくということです。それから、実際の状況については3件程度を対象として、できればその調査結果を次年度、平成30年の第1回のこの会議のときに間に合えばという段取りを考えているというところではあります。

チェックシートにつきましては、世田谷の社労士のほうでいろいろと見ていただいて、これはこの2月6日の開札から適用しますので、平成30年度の内容

の訂正はちょっと無理なんですけど、見ていただいて31年度、もう1年先になりますが、実際にこれを適用しての問題点を、実際の事業者のほうからも出るかもしれませんが、必要があればそういったところでの先、31年度からのものに反映できればと。30年度はチェックシートそのものについてはこれでいかせていただきたいということかと思えます。

委員 これは元請だけの調査を考えておられるんですでしたっけ。

事務局 一応この3件というのは、委託が1件と工事が1件ということで、工事の中に下請もできたらやりたいということで3件と考えております。

委員 下請は、その施工体制台帳とかそういうものを、附属の資料とあわせてチェックされるんですか。

事務局 そこまで細かいことはこれから詰めるところなので、今調整中です。

事務局 実際には、社会保険労務士の方にそこに赴いていただいて、その辺の書類を確認させていただくということで考えているんですけども、あくまで御協力をいただいてやることなので、どこまでできるかはここでは明言できませんけれども。

委員 3件は協力してくれないとできないんですけども、そもそもその3件はどうやって選ぼうという感じですか。協力してくれるのが前提なんだけれども、その声をかけるにしてもどういう感じの。つまり、協力してくれるのが前提なんだけれども、ちゃんとしたところを最初からわかってチェックシートをやっても、やったことにはなるけれども、正直やらせみたいなお話になって余り意味ないのじゃないかということでは、せっかくやるのにもったいないのじゃないかなということですよ。

委員 調査しますよという契約に合意してくれるかどうかというのは1つあるんじゃないですか。

委員 だから、これから先はそういうのに応じるのが条件とかで契約するとか。

委員 公契約の主旨にも沿って調査を行うことがあることを前提に契約してくださいと。

委員 ちゃんとしたところしか多分受けてくれないと思うので、やっても問題ありませんでしたという話だと、やったはいいけれども本当のチェックにはならない危険性があるかなと。

委員 ちょっと前に 委員のほうから、23区内でも20の区で実はもう実施されていてという話があって、残り3区に入っているという話だったんですけども、ほかの自治体とかも例えば任意制で断れて、もしくは断られた実績ってあるんですか。

委員 断った案件はちょっと聞いていないんです。

委員 検査は大体同じくらいですか、二、三件ずつくらいですか、自治体によって。

委員 自治体によって結構違います。結構頻繁にやっているところもあるし。

委員 年間で10件とか。拒否されるケースは、今までは余り聞いたことは。

委員 聞いてはいないですね。逆にそういうところを選んでいるかもしれないし、ちょっとその辺は。

委員 拒否したところのほうがやったほうが.....。

委員 1年やってみて、試行と言っているわけだからとりあえずこれでやっていただいて、見ながら考えていくと。だから、もちろんどの業者を選定するかというのは大事なことで、任意に任せてやっていいのかというのは確かに問題点だけれども、とりあえずやっていただいて、そのときどうやって選んだのかも教えていただいて、それでやりましょうよ。せっかくできたのだから、我々のここで出た話題で、一步一步進んでいるわけですから、それなりに予算も取っていただいていいんじゃないですか。

委員 チェックシートのほうでいいですか。前からお願いしているんですが、30年度はやらないということなんですけれども、建築工事に限って言いますと、金額が多くなれば多くなるほど、特に建築工事とかになればなるほど、元請の従業員はほとんどいないんですよ。いわゆる技術者と言われる資格を持った管理者以外は、もうみんな下請なんですね。下請の調査をしないのであれば正直意味がない、全く意味がない。本当に賃金の内訳のマニュアルはいいんですけれども、対象が誰なのか。工種ごとに、もしくは下請ごとに、1人1人の賃金まで調べる必要は当面ないと思うんですけれども、それをやると事業者さんが大変というのはわかるんですけれども、少なくともチェックシートくらい、誰の名前も書くわけではないわけじゃないですか。少なくともその会社、その工種に応じて最低の賃金の方は幾らでちゃんともらっていますか、工種ごとに例えば賃金を聞くとか、せめてそこまでしないと建築工事であれば僕は余り意味がないと思います。なので、前回のときもいきなり全部でやるということと事業者さんの御負担も高いということなので、少なくとも議会案件1億8000万円以上の予定価格のものからでも施工体制台帳に少なくとも下請業者が全て名前を、もともと契約する時点で載せるわけですから、そこごとにチェックシートを提出していただく、そういう方法もぜひ考えていただきたいなと思います。

事務局 済みません、チェックシートは今まだ検討が進んでいないんですけれども、ポスターのほうはつくらせていただいて、しかも、現場からというか御意見をいただいて、時間単価で書いてあるとわからないということなので、いわゆる労務単価、1日の賃金で表示をして張ろうということをして今準備をしているところでございます。本当に一步一步で申しわけないんですけれども、ち

よっとずつ頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

会長 ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の報告案件4件をお聞きしたということで、3のその他、来年度のこの委員会並びに労働報酬部会の開催ということで、資料4があります。先ほど区の予算がどういったときにどういうことがあるのかということもあつたわけですが、来年度、この委員会自身は6月、10月、それからあともう1回は12月ぐらいから2月の間というところで、労働報酬専門部会は7月、9月というところかなということで、おおむねの月のところに入れてございます。大きな流れはこういう形でよろしいでしょうか。

本日はほとんどの委員が集まられていますので、6月の公契約適正化委員会、それから7月の専門部会の日を調整したいと思います。

〔日程調整〕

会長 公契約適正化委員会は、6月27日の午前中もしくは6月29日の午前中。

委員 労働報酬専門部会は、7月9日、10日のどちらか、10時からでよろしいでしょうか。

会長 それぞれのところを今のうちから予定を入れておいていただいて、あいたらラッキーとしていただければと思います。

本日予定していたものは以上ですが、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは大変ありがとうございます。

午前11時53分閉会